

令和7年度 転入学・編入学・転籍 募集要項

和歌山県立伊都中央高等学校 通信制課程
橋本市高野口町名古屋 5 5 8

1 転入学・編入学・転籍資格

- ・ 転入学……現在、高校に在籍している者
- ・ 編入学……以前に高校に在籍し、中途退学した者
- ・ 転 籍……現在、伊都中央高等学校定時制課程に在籍している者

※ ただし、和歌山県内に住所を有する者もしくはその勤務地が和歌山県内にある者としてします。

2 出願方法

転入学・編入学・転籍を希望する者は、**必ず事前説明会に出席**し、学習方法や仕組み等の説明を受けたうえで出願受付期間内に必要書類を提出してください。

転入学・編入学	◇事前説明会実施日時		◇出願受付期間
	4月入学	令和7年2月13日(木) 15時～ 2月25日(火) 15時～	令和7年 3月4日(火) から 3月7日(金) まで
	8月入学	令和7年6月13日(金) 15時～ 6月20日(金) 15時～	令和7年 6月25日(水) から 6月30日(月) まで
◇入学検査 出願日以降の指定する日時 ◇出願受付 土・日・祝日除《郵送可・必着》			

転籍	◇事前説明会実施日時		◇出願受付期間
	4月入学	令和7年2月13日(木) 15時～ 2月25日(火) 15時～	令和7年 3月4日(火) から 3月7日(金) まで
	8月入学	令和7年6月13日(金) 15時～ 6月20日(金) 15時～	令和7年 6月25日(水) から 6月30日(月) まで
	10月入学	令和7年8月22日(金) 15時～	令和7年 8月27日(水) から 8月29日(金) まで
◇入学検査 出願日以降の指定する日時 ◇出願受付 土・日・祝日除《郵送可・必着》			

※1 **事前説明会の申し込みは、各時期の最終事前説明会実施日の前日までに伊都中央高校通信制課程 (TEL:0736-42-2056) まで。**(転入学・転籍の場合は、**在籍校管理職から**連絡願います。加えて、申込について、土日祝日、月曜日午前中と火曜日を除きます。)

※2 4月入学は1月22日(水)、8月入学は 6月4日(水)、10月入学は 8月6日(水)から電話等で、早めに申込願います。

※3 未成年の方は、事前説明会に保護者の方も必ず出席してください。転入学・転籍の場合は、担任の先生も同席願います。

3 出願書類

- ・ 転入学
 - ① 転学照会 (転出校の様式)
 - ② 在学証明書
 - ③ 成績証明書・単位修得証明書
 - ④ 担任副申書 (生徒の氏名とふりがな、性別、学年、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、生徒の状況)
 - ⑤ スポーツ振興センター加入 (非加入) 証明書 (8月入学のみ)
- ・ 編入学
 - ① 入学願書 (本校所定の用紙)
 - ② 成績証明書・単位修得証明書 (前籍校発行のもの)

※ 合格後、健康診断票 (本校所定の用紙) を提出してください。

- ・ 転籍
 - ① 転籍照会（転出校の様式）
 - ② 在学証明書
 - ③ 成績証明書・単位修得証明書
 - ④ 担任副申書（生徒の氏名とふりがな、性別、学年、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、生徒の状況）

4 入学者の選抜

- ① 検査内容 面接、作文 ※選抜については総合的に判断します。
 - ② 選抜日時
 - 4 月入試 3 月 14 日（金）、3 月 17 日（月）のどちらかの日の
本校が指定する時刻
 - 8 月入試 7 月 4 日（金）、7 月 11 日（金）のどちらかの日の
本校が指定する時刻
 - 1 0 月入試 9 月 5 日（金）の本校が指定する時刻
- ※いずれの入試も在籍校管理職を経て連絡します。

- 5 合格発表 本人宛に通知します。（転入学・転籍の場合は、転出校にも通知します。）

卒業要件

- ① 前籍校と合わせて、高校在籍期間が 3 年間以上。
 - ② 前籍校の修得単位数（本校で認定した単位数）と本校での修得単位数の合計が 7 4 単位以上（必修科目を含む）。
 - ③ 前籍校と合わせて、特別活動の時数が 3 0 時間以上。
- ※ 加えて、本校に 1 年間以上在籍し、8 単位以上を履修・修得し、特別活動の出席時数が 1 0 時間以上のすべて満たすことが必要です。また、卒業年度に当たる生徒については、8 月入学に係る特例があります。

令和7年度 和歌山県立伊都中央高等学校 通信制課程入学について

- 1 4月入学は、4月1日から、8月入学は8月1日から、10月入学は10月1日から伊都中央高等学校の在籍生となります。
入学時の諸手続きが完了次第、学習に取り組んでいくことになります。
※ 新入生は入学式の日から、本校の生徒となります。

- 2 4月入学の方は30単位、また、8月入学では26単位、10月入学では24単位を上限として、受講登録することができます。
なお、夏季集中スクーリングが開講される場合は、前述の登録単位数の上限を超えて、夏季集中スクーリングを行う科目の受講を追加することができます。(令和6年度：芸術(音I or 美I)2単位と高野学2単位を開講)
※ 夏季集中スクーリングは、毎年、定期的に行われている科目ではありません。
開講される場合は、6、7月頃に募集を行います。4月入学の方は、受講登録することができます。

- 3 卒業には74単位以上の修得が必要です。「本校で修得する単位」と、「前籍校の修得単位のうち本校で認定する単位」を併せて、74単位以上あれば卒業に必要な単位数に達します。
※ 卒業には、高等学校に3年以上の在籍や特別活動等時間数が必要です。また、本校で1年以上の在籍が必要なことや、すでに卒業に必要な単位数を保持している場合でも、本校で修得する単位数の下限(8単位)を設けています。

- ・ 4月入学者30単位、8月入学者26単位、10月入学者24単位を上限として受講登録することができます。
- ・ 「本校で取得する単位」と、「前籍校の取得単位のうち本校で認定する単位」を併せて、74単位以上あれば卒業に必要な単位数に達します。
- ・ 卒業には、高等学校に3年以上の在籍や特別活動等時間数が必要です。本校で、特別活動の行事やLHRに30時間以上(前籍校での学年により、必要な時間数は異なります。)、参加・出席する必要があります。

● 和歌山県立伊都中央高等学校通信制課程 8月入学に係る卒業年度に当たる生徒の特例について

卒業には、高等学校に（前籍校と本校併せて）3年以上の在籍や特別活動等時間数が必要です。また、本校で1年以上の在籍が必要なことや、すでに卒業に必要な単位数を保持している場合でも、本校で修得する単位数の下限（8単位）を設けています。

特例として、8月入学における卒業年度に当たる生徒の転入については、1年に満たない（6か月以上）本校在籍であっても卒業を認定する場合があります。

本校では、従来、卒業要件として、74単位以上の修得、高等学校への3年以上の在籍、特別活動等時間数が十分であることに加え、本校で1年以上の在籍が必要としています。しかしながら、在籍校において、**卒業年度に当たる生徒**で、何らかの理由（特別指導や怠学等の理由を除く）で本年度に30日以上欠席があり明確に本校への転学の意志のある生徒および病気や事故で長期入院し8月に退院の見込みがあり明確に本校への転学の意志のある生徒について、1年に満たない本校在籍であっても卒業を認定する場合があります。

ただし、8月入学の生徒は、8月入学者の受講登録上限26単位のため、前籍校での修得単位に本校での修得単位を加えて、卒業単位の74単位以上の修得が見込まれる場合にのみ、この特例の対象となります。

対象者（本校で、特例対象者と認定する生徒）は、「**前籍校の取得単位のうち本校で認定する単位**」が**8月入学者は48単位以上**ある生徒とします。また、併せて、文部科学省の定める必修科目の単位修得が可能であることが求められます。

※ **転編入学の合否判定の後、特例による1年未満の本校在籍であっても卒業を認定する場合に当たるかどうかは、本校が判定します。**

特例を希望の場合は、担任副申書に必ずその旨記入ください。

卒業年度に当たる生徒でも、転入した年度末の卒業を目指さない場合は、この制度外であり、申請の必要はありません。

(例1) 現在、A高等学校1年生で、8月入学で転入したい。

⇒ 8月入学者は、26単位を上限として、受講登録することができます。また、翌年度、翌々年度とも、30単位を上限として、受講登録することができます。そのうち74単位を修得すると、卒業に必要な単位数がそろいます。最短で、転入年度も含めて、3年間で卒業することも可能です。ただし、前籍校や本校で途中で休学すると、3年間の高等学校在籍（休学期間を除く）が満たされませんので、卒業には3年半もしくは4年以上かかります。

(例2) 現在、B高等学校2年生で、8月入学で転入したい。

⇒ 8月入学者は、26単位を上限として、受講登録することができます。また、翌年度、30単位を上限として、受講登録することができます。「前籍校の修得単位のうち本校で認定する単位」と、転入した年に本校で修得する単位が併せて、44単位以上ある場合、転入した翌年度に、卒業に必要な単位数に達する可能性があります。

※ 前籍校と本校で、高等学校在籍（休学期間を除く）が3年間以上必要です。

(例3) 現在、C高等学校3年生で、今年度、卒業したい。

8月入学、10月入学で転入して、その年度で卒業できますか。

⇒ 原則として、本校で1年以上の在籍が必要になります。令和5年度から、10月入学についてはその年度での卒業はできません。さらに、令和6年度から、10月入試は転籍のみ実施することとなりました。

しかしながら、8月入学で、何らかの理由（特別指導や怠学等の理由を除く）で本年度に30日以上欠席があり明確に本校への転学の意志のある生徒および病気や事故で長期入院し8月に退院の見込みがあり明確に本校への転学の意志のある生徒については、1年未満の本校在籍であっても一定の卒業に向けた条件がそろえば、卒業を認定することとしています。

○ 本校で、転編入学の可否判定の後、特例措置の対象生徒（1年未満の本校在籍であっても、その年度末での卒業を認定する場合）に当たるかを判定します。

和歌山県教育委員会HP 和歌山県立高等学校への転入学・編入学について

● 転入学・編入学

- ・ 転入学とは、高等学校に 在籍している生徒が、他の高等学校の相当学年に入学することをいいます。
- ・ 編入学とは、外国からの帰国者、高等学校を中途退学または卒業した者、高等学校とは 種類の異なる学校（高等専門学校等）に在籍している者が、高等学校の第1学年途中または第2学年以上に、入学することをいいます。

本県の転入学・編入学の受け入れについては、下記に示す条件、手続き等により、各学校長の判断で行います。

【転入学】

1. 受入の条件

＜前提条件＞

- (1) 全日制課程の場合は、生徒及び保護者が和歌山県内に住所を有することが確実であること。

定時制課程及び通信制課程の場合は、生徒が和歌山県内に住所または勤務先を有することが確実であること。

- (2) 学校教育法第一条に定められている高等学校に在籍していること。

- (3) 一家転住等、やむをえない正当な理由があること。

＜転入校での条件＞（転入校とは、転入学を受け入れる学校をいう。）

- (4) 前籍校と転入校との教育課程に大きく差異がないこと。

- (5) 転入校において、教育上支障のないこと。（定員など）

上記(1)から(5)のすべてを満たした場合、原則として転入校は転入学の手続きを始めることになります。

2. 学力検査等

各学校(転入校)により異なりますが、原則として学科試験及び面接等を行います。

3. 受付の時期・転入学の手続・必要書類等

各学校により異なるため、詳細は公立学校一覧から転入学希望校の転入学・編入学情報を参照してください。

また、上記1、2についても、転入を希望する学校に直接ご確認ください。

【編入学】

学年に相当する年齢以上に達し、当該学年の者と同等の学力があると認められた者で、転入学の受付の条件＜前提条件＞(1)を満たす者に対して、編入先の学校長が試験等を実施したうえで、編入学を許可します。

○ 転入学・編入学等の問い合わせ先

和歌山県教育庁学校教育局 県立学校教育課

TEL 073-441-3681

参考 和歌山県教育委員会

令和 7 年度和歌山県立高等学校入学者選抜 (通信制課程) 実施要項

1 設置校

通信制課程を設置する県立高等学校は、次のとおりである。

- ・和歌山県立伊都中央高等学校 〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 5 5 8
- ・和歌山県立きのくに青雲高等学校 〒640-8137 和歌山市吹上五丁目 6 - 8
- ・和歌山県立南紀高等学校 〒646-0024 田辺市学園 1 - 8 8

2 出願資格

出願することができる者は、和歌山県内に住所を有する者もしくは勤務地が和歌山県内にある者又はその他特別の事由により志願先の高等学校長が適当と認める者とし、かつ、次のいずれかに該当するものとする。ただし、科目履修生として特定の科目を履修しようとする者は、次に掲げる者以外のものであっても、相当年齢に達しており、志願先の高等学校長が該当科目を履修することができると認めたときは、当該高等学校に出願することができる。

- (1) 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業又は令和 7 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了（以下「卒業」に含める。）又は令和 7 年 3 月修了見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了又は修了見込みの者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了又は修了見込みの者
- (5) 旧青年学校本科第 1 学年又は旧中等学校第 3 学年を修了した者、その他文部科学大臣の指定した者
- (6) 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された生徒で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) 出願先の高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。ただし、出願にあたっては、志願先の高等学校に電話等で問い合わせ、必ず事前説明を受けること。

令和 7 年 3 月 4 日（火）から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで
午前 9 時から午後 3 時まで
(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

郵送の場合は、「通信制課程出願」と明記したうえ、「書留」とし、令和7年3月4日（火）から令和7年3月28日（金）までの消印のあるものに限る。

なお、出願先の高等学校長がやむを得ないと認めた場合は、令和7年4月7日（月）まで出願を受け付けることができる。

4 出願手続

入学志願者は、次の書類等を志願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和7年3月中学校卒業見込みの者は、在学する中学校長を経て、提出すること。

(1) 入学願（別記第1号様式）

(2) 令和7年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）（別記第2号様式）

平成31年3月以前の中学校卒業生については、調査書に代えて中学校卒業証明書を提出すること。

5 入学者の選抜

(1) 出願者は、出願先高等学校長が実施する面接等を受けるものとする。なお、面接等の日時等については、出願先高等学校長が指定する。

(2) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書等（又はこれに相当する書類）及び面接等の結果を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

6 合格者の発表

令和7年4月4日（金）まで（第3項なお書きにより出願した者については、出願受付後10日以内）に受検者に対し通知書を発送する。

7 入学資格認定検査

第2項第7号に該当する旨の認定については、令和7年3月11日（火）に志願先の高等学校で行う。受検希望者は、令和7年2月28日（金）正午までに、志願先の高等学校長に願い出ること。

8 実施上の留意事項

(1) 中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和7年4月11日（金）までに、進学先の高等学校長に提出すること。

(2) 令和7年3月中学校卒業見込みの者以外の合格者は、和歌山県立高等学校入学者健康診断票（別記第3号様式）を令和7年4月11日（金）までに、進学先の高等学校長に提出すること。（令和7年1月1日以降に受診したものとする。）

(3) 前各項のほか、入学者選抜に関し必要な事項は、出願先の高等学校長の定めるところによる。